愛知県企業庁詳細設計付工事発注方式による 管路布設工事に関する試行要領

(工事の目的)

第1条 本件工事は水道管路を開削工法で布設するもので、詳細設計付工事発注方式にて実施することにより、工期の短縮や事務処理の効率化等を検証するため試行として実施するものとする。

本件工事 詳細設計 工事

(本件工事の制度概要)

第2条 本件工事は、工事のために必要な詳細設計を工事と一括して発注する詳細設計付工事発注 方式であり、概要は表1のとおりとする。

7 111 7 3434772						
項目	内 容					
工事概要	DIPφ600mm以下、開削工法(ただし、施工条件によって、DIPφ700mm以上も可)					
工事規模	設計金額1,000万円以上2億円未満、工期2年以下					
発注方式	詳細設計付工事発注方式					
	県内水道(土木)工事業者					
請負者	詳細設計	自社又は下請けコンサルタント				
	工事	自社及び下請け				
入札方式	総合評価落札方式(特別簡易型)、または一般競争入札(価格競争)					
積算業務	請負者 (設計に積算含む)					

表1 本件工事の制度概要

(本件工事の内容)

第3条 本件工事の内容は表2のとおりとし、土木工事標準仕様書【追録】水道工事編、業務委託 標準仕様書【水道編】、設計基準(水道編)等に基づき実施するものとする。

区分	名 称	内 容
	測量業務	管路詳細設計業務に必要な測量
	地質調査業務	管路詳細設計業務に必要な地質調査
詳細設計	管路詳細設計業務	各調査結果に基づく対象管路の現地調査(現地踏査、地下埋設物及び支障物件等の調査)、設計計画、各種計算、図面作成、数量計算、審査 関係機関(道路、河川管理者及び占用者等)との協議及び申請等に必要となる資料の作成
	積算資料作成業務	管路詳細設計業務の成果品に基づく、愛知県企業庁の積 算システムによる設計書等の作成
	試掘調査	詳細設計において、必要な箇所の試掘調査
工事	工事施工	地元・関係者等への説明や工事成果物の出来形管理・品質管理、施工における安全管理、工事の進渉管理など、 対象管路の工事及び工事現場監理全般

表 2 本件工事の内容

(本件工事の設計書の種類)

- 第4条 本件工事の設計書は3部構成となっており、内訳は次のとおりである。なお、積算にあたっては、積算基準及び歩掛表(水道編)に準拠するものとする。
 - ①「本件工事」の設計書(工事名に「詳細設計付工事発注方式」と記載)

本件工事の設計書は、下記②の「業務価格(税抜き)」と下記③の「工事価格(税抜き)」を諸経費対象外で直接工事費に積み上げで算出した工事価格(税抜き)に、消費税率を乗じて得た額を加算して積算した設計書

- ②「詳細設計分」の設計書(業務名に「内、詳細設計分」と記載) ①の設計書の内、詳細設計分を積算した設計書
- ③「工事分」の設計書(工事名に「内、工事分」と記載) ①の設計書の内、工事分を積算した設計書

(工事分の設計書)

第5条 本件工事の設計書の内、当初設計の工事分の設計書は、参考で明示した平面図、標準断面 図等により算出した概算数量で積算したもので、本件工事の詳細設計で作成する成果物(設計 書、数量計算書及び図面等)に基づき設計変更を行うものとする。

また、請負者が担うことになる詳細設計に係る管理、調整等に係る業務に対して設計監理費を予め計上するものとする。

(工事費内訳書)

第6条 本件工事の入札における工事費内訳書は、第4条の設計書の種類に対応した「工事費内訳書(詳細設計付工事発注方式)」を用いるものとする。

(基準価格等)

第7条 本件工事の入札における基準価格等は表3のとおり算定するものとする。

なお、表中の「別添」とは「詳細設計付工事発注方式に係る基準価格、失格判断基準及び最低 制限価格の算定式」を指すものとする。

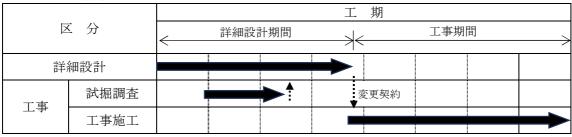
公					
項目	算定方法	備考			
基準価格	詳細設計と工事各々で算定した基準価格の合計	算定式は別添参照 (入札価格が基準価格を 下回った場合は <u>工事</u> の低入札調査を実施)			
失格判断基準	詳細設計と工事各々で失格判断基 準を算定	算定式は別添参照			
最低制限価格	基準価格の算定方法と同じ	同上			

表3 基準価格等の算定

(本件工事の流れ)

- 第8条 本件工事の流れは次のとおりとする。なお、請負者は、本件工事の全延長における詳細設計を実施した後に工事施工に進まなければならない。
 - ①契約締結後、詳細設計 (測量、地質調査、管路詳細設計及び積算資料作成の各業務)を行 う。また、必要に応じて試掘調査を行い、詳細設計に反映する。
 - ②請負者は、詳細設計で作成する設計書等の成果物について発注者の承諾を得るものとし、発 注者及び請負者は承諾された設計書等に基づき変更契約を締結する。
 - ③変更契約締結後、工事施工に着手する。なお、工事施工着手後に現場条件の変化等により設 計変更となる場合は、都度協議を行う。

〈工事の流れ (例) >



(現場代理人、技術者の配置)

第9条 請負者は、愛知県企業庁公共工事契約請負約款第11条(現場代理人及び主任技術者等)に基づき、現場代理人及び主任(監理)技術者を配置するものとする。

現場代理人は工期を通じて詳細設計及び工事を総合的に調整・管理を行う。なお、詳細設計期間における常駐は要しないものとし、その運用については標準仕様書のとおりとする。

主任(監理)技術者は、詳細設計期間(試掘調査期間は除く)は非専任とすることができる。

また、現場代理人及び主任(監理)技術者は詳細設計期間と工事期間で交代することができる ものとする。

詳細設計の実施にあたっては、管理技術者及び照査技術者等を配置するものとし、詳細は特記 仕様書によるものとする。

(請負者の体制)

第10条 請負者は、詳細設計を建設コンサルタントへ委託することができるものとする。詳細設計 を委託する場合において、請負者は契約締結後5日以内に、詳細設計を委託する者(以下、「設 計受託者」という。)を設計受託者下請負通知(様式1)により発注者に通知するものとする。

(変更契約)

第11条 本件工事の変更契約金額は、次のとおり算出したものに、消費税を乗じて得た額を加算した額とする。なお、変更工事価格(税抜き)及び変更契約金額(税抜き)は、当初設計時の端数処理を原則継承するものとする。

変更契約金額(税抜き)=変更工事価格(税抜き)*×

当初契約工事価格(税抜き) 当初工事価格(税抜き)

※ 変更工事価格(税抜き)は、本件工事の変更工事価格(税抜き)であり、当初設計(概算 工事費)を詳細設計の成果等を基に変更した金額

(工事・業務実績情報)

第12条 本件工事は、工事実績情報 (コリンズ) のみ登録の対象とし、業務実績情報 (テクリス) は登録の対象としないものとする。

なお、請負者が委託した建設コンサルタントが詳細設計を実施した場合、監督員は工事目的物の引き渡し後、速やかに請負者及び委託先の建設コンサルタントに対して、詳細設計実績証明書 (様式2)を発行するものとする。

(完了検査)

第13条 本件工事の完了検査は、完了通知を受理した日から起算して14日以内に行うものとする。また、本件工事の成績評定は、工事として実施する。

(その他)

第14条 この要領に定めのない事項またはこの要領の規定によりがたい事項については、発注者が 必要に応じて別に定めるものとする。

附則

この要領は令和6年11月7日から施行する。

設計受託者下請負通知

年 月 日

愛知県公営企業管理者 企 業 庁 長 殿 (長)

> 契約者 住 所 氏 名 (名 称 及 び) (代表者氏名)

下記のとおり詳細設計を下請負させます。

記

- 1. 工 事 名
- 2. 路線等の名称 (地 区)
- 3. 工 事 場 所
- 4. 契約締結年月日 年 月 日
- 5. 請負代金額 金 円
- 6. 工 期 着 手 年 月 日

完 了 年 月 日

7. 下請負の内容

別紙のとおり

別紙(様式1)

会社名	
代表者名	
住所	
下請負予定額 (税抜)	円
業務内容	
会社名	
代表者名	
住所	
下請負予定額	m
(税抜)	円
業務内容	H
(税抜) 	H
(税抜) 	H
業務内容	H)
(税抜) 業務内容 会社名	
(税抜) 業務内容 会社名 代表者名	円

詳細設計実績証明書

令和 年 月 日

元請負業者名 代表者氏名

様

下請負業者名 代表者氏名

> 愛知県公営企業管理者企業庁長 (所長)

下記の詳細設計付工事発注方式による管路布設工事について、詳細設計を実施したことを証明します。

工		事		名	
工	事		場	所	
工				期	
請	負代金	:額	(税辽	<u>(</u>)	
工	事		概	要	
会		社		名	工事[元請] 詳細設計[下請]
配	置	技	術	者	別紙、配置技術者一覧表
引	き渡	し	年月	日	年 月 日

配置技術者一覧表

	•	
管理技術者	会社名・住所	
	氏名	
	生年月日	
照查技術者	会社名・住所	
	氏名	
	生年月日	
調査主任技術者 (測量)	会社名・住所	
	氏名	
	生年月日	
調査主任技術者 (地質調査)	会社名・住所	
	氏名	
	生年月日	
調査現場代理人 (測量)	会社名・住所	
	氏名	
	生年月日	
調查現場代理人(地質調査)	会社名・住所	
	氏名	
	生年月日	

詳細設計付工事発注方式に係る基準価格、失格判断基準及び最低制限価格の算定式

※詳細設計付工事発注方式の予定価格(税込)=[「詳細設計分の設計書」の業務価格(税抜き)

+「工事分の設計書」の工事価格(税抜き)]×1.10

		詳細設計分の設計書 (愛知県企業庁低入札価格調査等実施要領の 建設コンサルタント等業務を適用)					工事分の設計書 (愛知県企業庁低入札価格調査等実施要領の 工事の内、一般土木工事等を適用)	
	対 象	予定価格2億円以上の全工事						
		詳細設計及び工事を各々で、以下のとおり算定した額の合計						
	価	詳細設計分の基準価格は、業務ごとに下表の①から④までの合計額に100分の110を乗じて得た額複数業種にまたがる業務については、各業種ごとの①から④までの合計額の総和[※1]に100分の110を乗じて得た額【基準価格=(①+②+③+④)×1.10】 ただし、上記算定式で算出した額が{「詳細設計分の設計書」の業務価格(税抜き)×1.10}の9.2/10を超える場合は9.2/10に相当する額、また、7.5/10を下回る場合は7.5/10に相当する額[※2]					ただし、上記算定式で算出した額が{「工事分の設計書」の 工事価格(税抜き)×1.10}の9.2/10を超える場合は9.2/10 に相当する額、また7.5/10を下回る場合は7.5/10に相当する	
低入		業種区分	0	2	3	4		
札価		測量業務	直接測量費	諸経費×6.0/10				
格		土木関係の建設コンサルタント業務	直接原価		一般管理費等×7.0/10 地質調査業務費(解析)	諸経費(一般)		
調査		地質調査業務	直接調査費	間接調査費×9/10	×8/10	× 5.0/10		
制度	失	詳細設計分の失格判断基準は、業務ごとに下表の①から ④までの合計額に100分の110を乗じて得た額 複数業種にまたがる業務については、各業種ごとの①から ④までの合計額の総和に100分の110を乗じて得た額を失 格判断基準とします。 【失格判断基準=(①+②+③+④)×1.10)】					工事分の失格判断基準は、「工事分の設計書」の工事価格(税抜き)の積算内訳に対し、以下のいずれかに該当することとなった場合は失格とする	
	格 判	業種区分	1	2	3	4		
	断基	測量業務	直接測量費	諸経費×5.0/10			直接工事費の額 直接工事費×90%の額	
	準	土木関係の建設 コンサルタント業務	直接原価	その他原価×9/10	一般管理費等×5.0/10)	共通仮設費の額 大通仮設費×80%の額	
		地質調査業務	直接調査費	間接調査費×9/10	地質調査業務費(解析) × 8/10	諸経費(一般)×5.0/10	現場管理費の額 < 現場管理費×80%の額	
		★ 税込みの入札価格(内、詳細設計分(税抜き)×1.10)が失格判断基準未満であった場合は失格となります。					一般管理費等の額 < 一般管理費等×30%の額	
最低	対 象	競争入札に付す予定価格2億円未満の全工事 (ただし総合評価落札方式を適用するものは低入札価格調査制度の対象とする。)						
制限価	最低	詳細設計及び工事を各々で、以下の ・				「下のとおり算定した価格の合計 各未満であった場合は失格となります)		
価格制度	制限価格	算定方法は、基準価格と同じ					算定方法は、基準価格と同じ	

【要点】

基準価格及び最低制限価格は、詳細設計及び工事の各々で算定した価格の合計金額です。失格判断基準は、 各々の基準を一つでも下回れば失格となります。

- ※1 詳細設計分及び工事分の基準価格(税抜き)に、1万円未満の端数がある場合は切り捨てます。 最低制限価格及び失格判断基準も同様です。
- ※2 9.2/10に相当する額は、「詳細設計分の設計書」の業務価格(税抜き)に9.2/10を乗じ、1万円未満の端数を切り捨ててから 1.10を乗じた額とします。「工事分の設計書」についても同様です。

また、7.5/10に相当する額は、「詳細設計分の設計書」の業務価格(税抜き)に7.5/10を乗じ、1万円未満の端数を切り上げてから1.10を乗じた額とします。「工事分の設計書」についても同様です。